

日向市監査委員告示第 4 号

監査結果の公表について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき令和 7 年度の日向市財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和 7 年 12 月 10 日

日向市監査委員 門 脇 功 郎

日向市監査委員 三 樹 喜久代

令和7年度 財政援助団体等監査報告書

(一般社団法人日向市観光協会)

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査を次とおり実施した。

1 対象団体

一般社団法人日向市観光協会（以下「観光協会」という。）

2 監査の内容

財政援助（補助金交付）の対象団体として、令和6年度における当該財政援助に係る出納その他の事務の執行を監査した。

第2 監査の期間

令和7年9月19日から令和7年10月29日まで

第3 監査を実施した監査委員

監査委員 門脇 功郎

監査委員 三樹 喜久代

第4 監査の方法

日向市監査基準に準拠し、令和6年度の決算報告書、事業関係書類、出納及びその他の事務事業の執行状況に関する資料の提出を求め、当該書類、資料等について通査、照合等を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第5 監査の結果等

1 観光協会の概要

観光協会は、本市及びその周辺地域との連携のもと、観光に関する事業の進行及び促進並びに自然環境の健全な保全を図り、地域経済の発展及び地域文化の向上に寄与することを目的に設立された。平成19年10月に一般社団法人に移行している。

令和6年には宮崎県知事登録第2種旅行業取得し、従来からの観光推進事業に加え旅行事業も実施している。

また、デジタル技術を活用した情報分析に取り組むなど、観光分野におけるDXの推進にも力を入れている。

2 財政援助等の状況

補助金の名称	補助金の金額 (令和6年度)	所管課
日向市観光協会運営補助金	22,800,000円	経済戦略部ふるさとプロモーション課
観光コンテンツDX推進事業補助金	3,000,000円	経済戦略部ふるさとプロモーション課

3 監査の結果

(1) 指摘事項

監査した結果、補助金に係る出納その他の事務については、観光協会及び所管課ともおおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、ヒアリングにおいて注意事項として指摘したので記述を省略するが、適宜改善を図っていただきたい。

(2) 意見、要望

所管課に対して

ア 観光コンテンツDX推進事業補助金（令和6年度で事業終了）については、補助対象事業者が日向市観光協会に特定されていたこと等の理由で、補助金交付要綱が制定されていなかった。

日向市補助金交付ガイドラインの交付基準②においては、補助金の公平性や透明性を高めるため、すべての補助金について交付要綱を制定し、補助目的、補助対象経費、補助率、補助限度額等を明記（明文化）することとされている。

今後新たな補助金制度を設ける際は、このガイドラインのルールも踏まえて補助金交付要綱の制定を行われたい。

イ 運営補助金の交付決定、補助事業の遂行状況の調査等に際しては、書類上の審査のみならず、補助団体と隨時協議、意見交換等を実施しながら、運営の実情把握に努めていることが確認できた。

地方自治法第221条第2項並びに日向市補助金の交付に関する規則第10条、第11条及び第13条の2の規定において、補助事業の遂行状況の調査、実績の審査等の権限が定められており、また、令和2年10月に策定された日向市補助金交付ガイドラインにおいては、団体運営に係る補助金のあり方を含め、補助率の適正化、実績報告の審査等に関し

て、詳細な基準が定められている。

今後とも、漫然とした前例踏襲的な補助金の交付にならないよう、これらの規定の趣旨目的を再確認していただき、補助金の必要性、内容、事業効果等を精査の上、適正かつ効果的な交付に努められたい。

令和7年度 財政援助団体等監査報告書

(公益社団法人日向市シルバー人材センター)

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査を次のとおり実施した。

1 対象団体

公益社団法人日向市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）

2 監査の内容

財政援助団体（補助金交付団体）として、令和6年度の補助金交付に係る出納その他の事務の執行を監査した。

第2 監査の期間

令和7年9月19日から令和7年10月29日まで

第3 監査を実施した監査委員

監査委員 門脇功郎

監査委員 三樹喜久代

第4 監査の方法

日向市監査基準に準拠し、令和6年度の決算報告書、事業関係書類、出納及びその他の事務事業の執行状況に関する資料の提出を求め、当該書類、資料等について通査、照合等を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第5 監査の結果等

1 シルバー人材センターの概要

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域の高齢者にそれぞれの意欲と能力に応じた就業の機会を確保し、社会参加の促進を福祉の増進に資することを目的として、平成元年3月に設立された。平成24年4月1日に公益法人の認定を受けている。

近年では、企業における65歳までの継続雇用が浸透していることから、60歳前半の入会者が減少し、会員の高齢化が進んでいる。若い人材の確保育成が課題となっている。

2 財政援助等の状況

補助金の名称　日向市シルバー人材センター運営補助金

補助金の金額　令和6年度　10,300,000円

所管課　健康長寿部高齢者あんしん課

3 監査の結果

(1) 指摘事項

監査した結果、補助金に係る出納その他の事務については、シルバー人材センター及び所管課ともおおむね適正に処理されているものと認められた。

(2) 意見、要望

所管課に対して

ア 運営補助金の交付決定、補助事業の遂行状況の調査等に際しては、書類上の審査のみならず、補助団体と隨時協議、意見交換等を実施しながら、運営の実情把握に努めていることが確認できた。

地方自治法第221条第2項並びに日向市補助金の交付に関する規則第10条、第11条及び第13条の2の規定において、補助事業の遂行状況の調査、実績の審査等の権限が定められており、また、令和2年10月に策定された日向市補助金交付ガイドラインにおいては、団体運営に係る補助金のあり方を含め、補助率の適正化、実績報告の審査等に関して、詳細な基準が定められている。

今後とも、漫然とした前例踏襲的な補助金の交付にならないように、これらの規定の趣旨目的を再確認していただき、補助金の必要性、内容、事業効果等を精査の上、適正かつ効果的な交付に努められたい。

イ 令和6年11月から施行された特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（いわゆるフリーランス新法）によって、シルバー人材センターの運営においては、会員に業務を依頼する際、業務内容や報酬額、支払期日などの契約条件を書面又は電磁的方法で明示することが義務づけられたことや、発注者、シルバー人材センター及び会員の三者間における包括的契約関係に移行すること等の対応に関する影響が生じている。

シルバー人材センターにおいては、同法の施行前から、新会員向けアプリの活用、新システム利用の研修受講、マニュアルの整備など、迅速かつ円滑な移行に向けて対応策に取り組んできたとのことであった。

包括的契約については、発注者や会員との認識の共通化、移行の時期の

判断など、なお取り組むべき課題があると思われる。所管課においては、引き続き運営への影響を詳細に把握するとともに、必要な情報を提供するなど適切な支援に努められたい。